

平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成 26 年 6 月 19日
国立大学法人 琉球大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定に基づき、平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成25年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)を実施している。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている事業のうち①「電気の供給を受ける契約」②自動車の購入及び賃貸借③船舶の調達④省エネルギー改修事業(ESCO 事業)⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務⑥産業廃棄物の処理のうち、②自動車の購入及び賃貸借については、3台の購入し、その契約した自動車は、グリーン購入法の特定調達品目に該当する車を契約した。⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については3件の契約を行ない、3件ともプロポーザル方式における設計事業者の環境配慮の提案を実際に契約図書に明記した環境配慮型プロポーザル方式を実施した契約であった。

なお、①「電気の供給を受ける契約」③船舶の調達④省エネルギー改修事業(ESCO 事業)については契約実績はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境省による環境配慮契約法基本方針の全国説明会に参加し、大学内の関係部署への周知を図った。